

さいたま市商店街環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街のにぎわいの創出や顧客の利便性の向上を図ることを目的とする共同施設を整備する事業を行う商店会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店会」とは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合若しくは市長が適当と認める団体をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる事業は、次の共同施設を建設し、若しくは取得し、又は改修する事業とし、原則として事業年度の2月末日までに完了するものとする。

- (1) にぎわい創出関連施設 商店街のにぎわいを創出するための施設
- (2) ユニバーサル・デザイン関連施設 ユニバーサル・デザイン商店街を実現するための施設
- (3) コミュニティ関連施設 地域コミュニティとの連携を図るための施設
- (4) CI・イメージアップ関連施設 独自性や統一コンセプトに基づく共同事業などのための施設
- (5) その他市長が適当と認める施設

2 前項の共同施設は、商店会が保有し、整備し、及び維持管理するものとする。

3 前項の規定により補助の対象となる共同施設のうち、次に掲げる施設については、商店街振興組合又は事業協同組合が建設し、若しくは取得し、又は改修する場合に限るものとする。

- (1) 不動産登記を伴う施設
- (2) 商店街カード機器等の情報化施設
- (3) 駐車場又は駐輪場のうち、平面式かつ自走式でないもの
- (4) 段差解消施設

4 第1項の規定により共同施設を建設し、又は取得するための事業に要する経費のうち、当該共同施設の敷地である土地の取得、使用、造成及び補償に要する経費は含まないものとする。

(補助金)

第4条 市長は、商店会が実施する共同施設の整備について、別表のとおり商店街環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金を算出する場合において、算出後の額に千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

3 前条第1項に規定する事業（以下「補助事業」という。）について、国、地方公共団体、さいたま商工会議所又はさいたま市商工業団体等事業補助金交付要綱に基づき市から補助金を交付された団体から補助を受ける場合は、当該補助を受ける額

を当該補助事業の補助対象経費から控除するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、さいたま市商店街環境整備事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

3 第1項の規定により交付申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、当該交付申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、補助の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにさいたま市商店街環境整備事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定するに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、減額して交付申請がなされたものについては、当該交付申請の内容を審査し、適当と認められるときは、当該仕入控除税額を減額して決定するものとする。

4 市長は、前条第3項ただし書の規定による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金額の確定において当該補助金額を減額することとし、その旨の条件を付して交付決定をするものとする。

(暴力団排除)

第7条 次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(さいたま市暴力団排除条例(平成24年さいたま市条例第86号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 役員(代表者、理事、監事又はこれらに準ずるものをいう。)のうちに暴力団員(さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの。

2 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものが、前項各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還

を命ずるものとする。

(変更等承認)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、遅滞なくさいたま市商店街環境整備事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号。以下「変更等承認申請書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出し、当該変更、中止又は廃止の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により変更等承認申請書の提出があったときは、当該変更承認申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、さいたま市商店街環境整備事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行の状況等について、当該要求に係る事項を、市長が指定する日までに書面で報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施に係る契約をしたときは、速やかに当該契約を証する書類の写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者及び補助事業実施に係る契約を締結した施工業者に対し、補助事業の遂行の状況等について、報告を求めることができる。

(工事完成報告)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る共同施設の工事が完了したときは、速やかにさいたま市商店街環境整備事業工事完成報告書（様式第5号。以下「工事完成報告書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により工事完成報告書の提出があったときは、当該工事完成報告書の内容及び共同施設の施工状況に係る検査を行い、補助事業者に対し、必要に応じて改善を勧告することができる。

3 前項の規定により勧告を受けた補助事業者は、当該勧告に係る改善を、速やかに行わなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8条第2項の規定による中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかにさいたま市商店街環境整備事業実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により実績報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、当該実績報告

の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第8条第2項の規定による承認をした場合は、当該承認された内容。）及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認められるときは、交付すべき補助金額を確定し、さいたま市商店街環境整備事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付請求）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、さいたま市商店街環境整備事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産等を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から10年（防犯カメラ設置事業及び自動体外式除細動器（AED）設置事業は5年）を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定により、補助事業者が市長の承認を得て当該財産等を処分することにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

（書類の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から10年間（防犯カメラ設置事業及び自動体外式除細動器（AED）設置事業は5年間）とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第16条 補助事業者は、第11条の規定による実績報告を行った後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、さいたま市商店街環境整備事業消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第9号）に必要な書類を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告があった場合は、当該報告の内容を審査し、適当と認められるときは、確定した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（重複補助の禁止）

第17条 市長は、補助金の交付を受けようとする者が、補助事業について市が実施する他の制度による補助金等の交付を受ける場合は、この要綱に基づく補助金の交付は行わない。

（その他）

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、さいたま市商店街支援事業補助金交付要綱又は埼玉県の商店街活力再生整備事業補助金交付要綱により補助を受けた事業に係る市長又は埼玉県知事への報告、承認等を要する事項は、同要綱の規定による。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、岩槻市商店街環境整備事業補助金交付要綱により補助を受けた事業に係る同要綱第8条財産処分の制限及び同要綱第9条書類の整備等については、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前のさいたま市環境整備事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により事業計画の認定を受けた事業に対する補助については、なお従前のとおりとする。ただし、当該認定を受けた事業計画に基づき事業が実施されない場合は、この限りでない。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前のさいたま市商店街環境整備事業補助金交付要綱第12条の規定により交付確定した事業に係る財産の処分制限を受ける期間並びに帳簿及び証拠書類の保管期間については、改正後のさいたま市商店街環境整備事業補助金交付要綱第13条第1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後のさいたま市商店街環境整備事業補助金交付要綱第7条の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る商店街環境整備事業補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る商店街環境整備事業補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後のさいたま市環境整備事業補助金交付要綱の施行の前日以降から継続している事業であって、市長が特別に認めるものについては、第4条の規定による共同施設を改修するために要する費用におけるLED街路灯照明の

付け替えに伴う灯具の改修に係る補助限度額 800 万円、街路灯 1 灯具あたり 9 万円（灯数に関わらず 1 基当たり 21 万円）にあつては、同条の規定に関わらず補助限度額 1,000 万円、街路灯 1 基あたり 21 万円とする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 8 月 15 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後のさいたま市環境整備事業補助金交付要綱の規定はこの要綱の施行の日以後の申請に係るさいたま市環境整備事業補助金の交付について適用し、同日前のさいたま市環境整備事業補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1 共同施設を建設し、又は取得するために要する費用

補助率	2分の1以内
補助限度額	2,000万円 ※ 共同施設のうち、街路灯を建設する場合の補助限度額は、街路灯1基当たり14万円とし、補助限度基数は原則として30基とする。 ※ LED街路灯照明を建設する場合の補助限度額は、街路灯1基当たり21万円とする。 ※ 防犯カメラを設置する場合の補助限度額は、防犯カメラ1台当たり25万円とする。

2 共同施設を改修するために要する費用

補助率	3分の1以内 ※ 既存街路灯ランプ（LEDランプを除く。以下同じ。）からLEDランプへの交換及びそれに伴う灯具の改修並びに既存街路灯にソーラーパネルを設置する場合は2分の1以内
補助限度額	1,000万円 ※ LED街路灯照明へのランプ交換に係る補助限度額は500万円とし、街路灯1灯具当たり6万円とする。 ※ LED街路灯照明の付け替えに伴う灯具等の改修に係る補助限度額は800万円とし、街路灯1灯具当たり9万円とする。（灯数に関わらず1基当たり21万円とする。） ※ LED街路灯照明の玉切れに伴うランプ交換に係る補助限度額は200万円とし、街路灯1灯具当たり4万円とする。